# 住居表示のしおり

和泉町第四次地区 (和泉中央南四•五丁目)

# 平成27年(2015年) 9月7日(月)から 住所の表し方が変わります。



## ●問合せ先

横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当

☎ 671-2310·2320·2321 FAX 664-5295

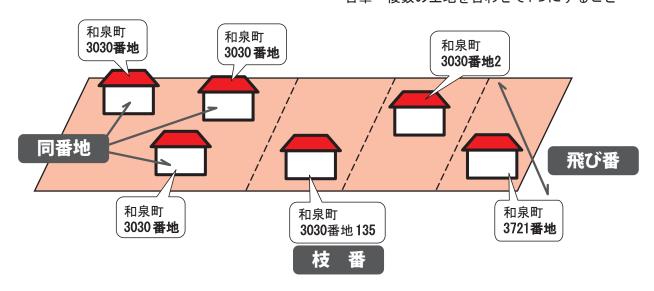
## はじめに

現在、和泉町では「**地番**」(土地を管理するために付けられた番号)を用いて住所を表していますが、1つの土地に複数の家が建つと同じ住所となります(**同番地**)。また、土地の売買などに伴って分筆や合筆が行われると、分筆の順に「**枝番**」が付けられたり、合筆で地番がなくなることによって「**飛び番**」が生じるなど、建物の並びと合わなくなるため住所として分かりづらくなります。このため、住所から場所を特定することが難しくなり、郵便物の誤配や緊急車両の到達の遅れが生じる恐れがあります。

そこで、住所を分かりやすくするために、「住居表示」を実施することになりました。

これに伴って、<u>平成27年9月7日から、住所や事業所などの所在地の表示が、後日別途お届けする「通知書」のとおり変更されます。</u>実施日以降は、新住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。 ※分筆…土地を分割すること

ペカギ…エ地をガ剖すること 合筆…複数の土地を合わせて1つにすること



	<目 次>	
<b>♦</b>	このしおりと一緒にお届けしたもの ・・・・・・	3
$\Diamond$	別途、郵便でお送りするもの ・・・・・・・・・・	4
$\Diamond$	住所などの変更例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
<b>♦</b>	住所の変更手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	・手続が不要なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	・手続が必要な主なもの ・・・・・・・・・・・・・・	7
	【各種手続の詳細】	
	・運転免許証の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
	・不動産登記の手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
<b>♦</b>	よくある質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
$\Diamond$	関係機関のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7

## このしおりと一緒にお届けしたもの

#### 住所案内用の地図です。各建物の**旧住所(黒い数字)と住居表示実施後の新** 新旧対照案内図 住所 (赤い数字) が分かるようになっています。 町 住所をお知らせするための表示板です。(青いアルミ板) 名 板 門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けてください。(専用ボンド同封) 住居番号表示板 ※集合住宅(アパート・マンション・団地)等は、管理者または所有者にお届けします (1棟に各1枚) 22-11 中央南 郵便番号変更のお知らせチラシです。住居表示実施に伴い、郵便番号も変更 郵便番号変更の となります。 お 知 らせ ※横浜泉郵便局(☎805-4888) からのお知らせです 【新しい郵便番号】 〒 2 4 5 - 0 0 2 3 (和泉中央南) 新住所を友人や取引先などにお知らせするためのはがきです。(送料無料) お知らせ用 **新住所と名前をご記入**の上、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、封をして 考 は が からポストに投函してください。宛先が異なっていても構いません。 (1世帯に50枚) 必要に応じて枚数を追加できますので、詳細は、横浜泉郵便局(☎805-4888)、 横浜中和田郵便局(☎803-2300)、横浜和泉南郵便局(☎802-3733)にお問い合わ せください。 旧住所で差し出された郵便物も1年間は必ず配達されます。 住所変更のお知らせ 平成 27 年 9 月 7 日から、住居表示の 通信事務郵 実施により、下記の方の住所が変更となりま すので、お知らせいたします。 ○実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず 新しい郵便番号と住所をご記入ください。 〇住所録をご訂正ください。 <新しい住所> 任居表示のお知らせ 日 横浜泉郵便局口本郵便株式会社 郵便番号 245-0023 横浜市泉区和泉中央南四丁目22番11号 ご自身の 氏名 横浜 住太郎 新住所と名前を ご記入ください。 (赤字の部分) 2 4 5 8 7 9 9 **あなたの住所にも郵便番号を)** 友人や取引先の宛先を ご記入ください。 ※ 新住所と名前の記入忘れにご注意ください 不動産登記申請書 不動産所有者の住所変更登記をする際に使用できる申請書です。 地元説明会の 住居表示実施に伴う、住所等変更手続に関する地元説明会開催のお知らせチラ お 知 6 せ シです。

※ 法人の方には「会社・法人の変更登記の手引」(「変更登記申請書」入り)を同封しました

## 別途、郵便でお送りするもの

### 通 知 書

16歳以上の方 一人につき6通

### 8月中旬に郵送

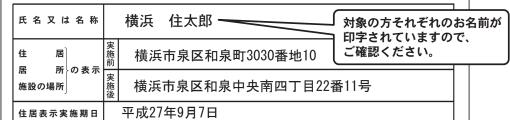
#### 〈イメージ〉

	通知書
横浜 住太郎 様	
	横浜市長 🗌
通知書	通知書
横浜市長 🔙	横浜市長 🔙

※1枚に通知書3通 (1人につき2枚)

### 通知書

住居表示に関する法律により、あなたの住居については、次のとおりになりましたのでお知らせします。



平成27年9月7日

横浜 住太郎 様

黄 浜 市 長

横浜市長印

この通知書は、住居表示変更証明書の代わりに使用できます。

住所の変更についての通知です。このしおりのセットとは別に、**8月中旬に郵送します**。運転免許証や不動産登記など、住所変更の手続(7ページ以降参照)の際に証明書としてご利用ください。 (平成27年9月7日以降有効)

※通知書は1人につき6通分あります。住所変更手続の際は、切り取ってご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満で証明書を必要とする方は、平成27年9月7日 以降に泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)で「住居表示変更証明書」 (無料)をご請求ください。

## 本籍更正通知書

実施地区内に本籍地がある方

### 9月中旬に郵送 (9月7日以降)

### 〈イメージ〉



※A4サイズ1通

横浜市泉区和泉中央南四丁目22番11号 横浜 住太郎 様

横浜市泉区長

横浜市 区長印

### 本籍更正通知書

氏	名	横浜 住太郎 横浜 花子 横浜 一郎
本 変更前		神奈川県横浜市泉区和泉町3030番地10
籍	変更後	神奈川県横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番地10
変更年月日		平成27年9月7日

本籍の変更についての通知です。住居表示実施地区内に本籍地がある方に、 **平成27年9月7日以降に戸籍の筆頭者宛に郵送します**。運転免許証(11ページ) など、本籍の変更手続の際に証明書としてご利用ください。

枚数が不足する場合は、**平成27年9月7日以降**に泉区役所戸籍課証明発行窓口 (2階202窓口)で「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(無料)をご 請求ください。

## 住所などの変更例

#### ◇「住所」 ····新町名と街区番号(○番)·住居番号(○号)で表します。

●一戸建てなどの場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地10

横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11号 実施後

新町名

●アパートなどの場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地10 和泉アパート201号室

横浜市 泉区 <u>和泉中央南四丁目 22番 11号</u> 和泉アパート201号室 実施後

街区番号 住居番号

●マンション・団地などで部屋番号を住所に採用した場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 3030番地10 和泉マンション201号室

横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11-201号 実施後

住居番号 新町名 街区番号

部屋番号を住所に用いた場合は、 マンション・団地などの名称は 方書としてつける必要が なくなります。

### ◇**「本籍」** … 新町名と従来の地番で表します。

横浜市 泉区 和泉町 3030番地10 実施前

横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番地10 実施後

町名のみが新町名に変更となります。 (番地の部分はそのままです)

町名のみが新町名に変更され、

字(あざ)の表示がなくなります。

住居表示実施後は、住所と本籍の表し方が異なります。本籍の表示を新住所に合わせる表示にしたい場合は、平成27年9 月7日以降にご本人が「転籍届」を届け出ることで、住居表示の街区番号(○番)に変更できます。(15ページのQ6を参照) 手続の詳細は横浜市コールセンター(**公**664-2525)または泉区役所戸籍課戸籍担当(**公**800-2341)にお問い合わせください。

●転籍を届け出た場合の本籍の例

横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 転籍後

新町名

街区番号

住居番号の「○号」は 建物に付ける番号(住居番号)なので 本籍には表示できません。

### ◇「不動産(土地・建物)」 … 新町名と従来の地番で表します。

〈土地〉

実施前 横浜市 泉区 和泉町 字桜川 3030番10

実施後 横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番10-新町名 州番

〈建物〉

実施前 横浜市 泉区 和泉町 字桜川 3030番地10

横浜市 泉区 <u>和泉中央南四丁目</u> <u>3030番地1</u>0′(家屋番号3030番10) 実施後 新町名

※ 原則として地番は変わりません。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明等は、 「住居番号」ではなく、「地番」でご請求ください。

## 住所の変更手続について

住居表示実施に伴い、実施地区内の住所や本籍の表記が変更されます。

原則として、区役所や関係機関で管理する公簿(住民票など)は自動的に書き換わりますので、 手続は不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続が必要」とされている ものもありますので、「手続が必要な主なもの」(7ページ以降参照)をよくお読みになり、該当 する手続をお願いします。

## 手続が不要なもの

次に挙げるものについては、手続は不要です

区役所で管理する公簿		住民票、戸籍、印鑑登録、税関係 など 印鑑登録証は住居表示実施後も引き続き利用でき ます。
国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など ※泉区役所保険年金課保険係が交付しているもの		住居表示実施後も旧住所のままで引き続きご利用 いただけます。 本人確認資料としてご利用いただいているなど、 新住所への書換えを希望する場合は、泉区役所保険 年金課保険係に平成27年9月7日以降(後期高齢者 医療被保険者証は9月8日以降)にご提示ください。
年	 金	
	国民年金、厚生年金受給権者	日本年金機構が新住所に書き換えます。 ただし、日本年金機構へ住民票コードを届け出ていない方や、届出の住所と住民票の住所が異なる方や、事業所の所在地変更は手続が必要です。詳細は横浜西年金事務所( <b>28</b> 20-6655)にお問い合わせください。
	国民年金第 1 号被保険者 (自営業者、学生等)	日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらく の間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、 ご了承ください。 ※年金手帳は住所変更不要
	共済年金加入者	共済組合が新住所に書き換えます。特別な事情の ある方は共済組合へご確認ください。
_	- 子 <b>証明書(公的個人認証サービス)</b> 確定申告(e−tax)等でご利用の方	住居表示実施後も、そのままの状態で引き続き利 用できます。
パ	スポート	パスポートの最終ページに旧住所が記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。 ※都道府県が変わらない本籍変更についても手続不要
公	<b>共サービス等</b>	1
	水道、東京電力、東京ガス、 NTT(固定電話)、NHK	市が新住所への書換えを依頼します。しばらくの 間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご 了承ください。
	郵便	届出は不要です。 ※郵便貯金・保険等は手続が必要です

次に挙げるものに関して、必要に応じて住所等変更手続をお願いします。

住所の変更手続には、別途お送りする住所変更の「通知書」(4ページ参照)をご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満の方が証明書を必要とする場合は、<mark>平成27年9月7日以降</mark>に泉区役所 戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)で「住居表示変更証明書」<mark>(無料)</mark>をご請求ください。

### 本籍の変更手続には「本籍更正通知書」(4ページ参照)をご利用ください。

「本籍更正通知書」は**平成27年9月7日以降**に戸籍の筆頭者宛に郵送します。枚数が不足する場合は、**平成27年9月7日以降に**泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)で「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(無料)をご請求ください。

該当するものについて、手続をお願いします。
<b>&lt;自動車関係&gt;</b> 8ページ □ 運転免許証の住所・本籍 □ 自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所 □ 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所 □ 軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え250cc以下])の使用者・所有者の住所
<不動産・法人登記関係> 9ページ □ 不動産(土地・建物)所有者の住所 □ 法人の所在地・代表者の住所
<社会保険> 9ページ □ 国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所

## <自動車関係>

内容	手 続 先	期限	必要書類
<b>運転免許証</b> の住所・本籍 ※詳細は11ページをご確認 ください	泉警察署 (25 805-0110) または 運転免許試験場 (25 365-3111)	住居表示実施後すみやかに	①運転免許証 ②記載事項変更届 ※泉警察署、運転免許試験場に あります ③通知書 (または住居表示変更証明書) ④本籍更正通知書 (または土地の名称等の変更証明書) ※③④は提示のみ (必ず原本をお持ちください)
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除く]、 250ccを超える二輪車) の使用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 ( <b>否</b> 050-5540-2035)	通常の場合、 車検・売却等の際に届出 をしていただければ結構 です	①自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ※用紙代20円 ③通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可) ※代理人が手続をされる場合は、委任状が必要です
軽自動車検査証の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 ( <b>含</b> 050-3816-3118)	通常の場合、 車検・売却等の際に届出 をしていただければ結構 です	①軽自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ※用紙代30円 ③通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可)
軽自動車届出済証 (軽二輪自動車 [125ccを超え、250cc以下]) の使用者・所有者の住所	神奈川県軽自動車協会 ( <b>否</b> 931-4290)	特に期限はありませんが住居表示実施後すみやかに	①軽自動車届出済証 ②自動車損害賠償責任保険証明書 ③申請書(手続先にあります) ※用紙代40円 ④通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ⑤印鑑 (認印でも可) ※ただし、軽自動車届出済証 の所有者がローン会社やバイク販売店の名義になって いる場合、所有者の印鑑が 必要です

- ※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)でご確認ください
- ※ 125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更手続は必要ありません 泉区役所が新住所に変更します。詳細は、泉区役所税務課軽自動車税担当(☎ 800-2353)へお問い合わせください。

## <不動産・法人登記関係>

内 容	手 続 先	期限	必要書類
不動産(土地・建物) の所有者の住所 ※詳細は13ページをご確認 ください	不動産の登記先の法務局 ※実施地区内の不動産の 管轄は横浜地方法務局 戸塚出張所 (番 871-3912)です	特に期限はありません ※売買・贈与・抵当権の 設定などの事由が発生 した時に併せて手続し ても構いません	①不動産登記申請書 ※しおりに同封したものをご利用ください ②通知書 (または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出 ③印鑑 (認印でも可)
法人の 所在地・代表者の住所 ※詳細は「会社・法人の変更 登記の手引」(法人にのみ 同封)をご確認ください	本店を管轄する 法務局 ※横浜市内にある場合は 横浜地方法務局法人登 記部門 (☎ 641-7461)です	住居表示実施日から 2週間以内	①会社変更登記申請書 ②通知書 (または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出
	支店を管轄する 法務局 ※横浜市内にある場合は 横浜地方法務局法人登 記部門 (な 641-7461)です	住居表示実施日から 3週間以内 ※本店の登記手続を先に 済ませてください	①会社変更登記申請書 ②本店の変更登記を証する 履歴事項証明書 ※原則として原本を提出

<sup>※</sup> 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)でご確認ください

## <社会保険>

内 容	手 続 先	期限	必要書類
国民年金第3号被保険者	扶養者の勤務先へご確	住居表示実施後すみやかに	扶養者の勤務先へご確認くだ
(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所	認ください		さい

<sup>※</sup> 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)でご確認ください

## くその他>

内 容	手 続 先	期限	必要書類
住民基本台帳カード (顔写真付き)の住所 ※顔写真無しカードは 手続不要	泉区役所 戸籍課登録担当(2階 204窓口) ( <b>否</b> 800-2345)	住居表示実施後すみやかに	①住民基本台帳カード ※同一世帯員以外が手続する場合は 委任状が必要です ※QRコード入りのカードをお持ち の方は手続の際に暗証番号が必 要となります
在留カード <sub>及び</sub> 特別永住者証明書 の住所	泉区役所 戸籍課登録担当(2階 204窓口) ( <b>23</b> 800-2345)	住居表示実施後すみやかに	①在留カード または 特別永住者証明書 (旧外国人登録証明書) ※同一世帯員以外が手続する場合は 委任状が必要です

<sup>※</sup>各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(17・18ページ)でご確認ください

## くその他>

内容	手続等
各種免許・許可証 の住所	関係機関へご確認ください
携帯電話等契約者 の住所	契約先へご確認ください
金融機関・保険会社・ 郵便貯金(ゆうちょ銀行) と取引や契約のある方 の住所	取引先・契約先へご確認ください
会社等にお勤めの方 の住所	勤務先へご確認ください
横浜市立小・中学校以外 の学校に通っている方 の住所	通学先へご確認ください

◇主な問合せ先 ※ フリーダイヤルは一部 I P電話からはつながらない場合があります

携	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から ·············☆151(局番なし) ・一般電話から ·················☆0120-800-000 ※契約者ご本人様がお電話ください
帯電話	au (KDDI)	総合案内 ・a u 携帯電話から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ソフトバンクモバイル	ソフトバンクカスタマーサポート ・ソフトバンク携帯電話から ·······☆157( <b>局番なし)</b> ・一般電話から ·················☆0800-919-0157
	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行コールセンター ・・・・・☆0120-860-777
<b>A</b>	 みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル ····☎0120-3242-86
銀行	三井住友銀行	いずみ野支店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☆045-801-1111
''	横浜銀行	ハローサービス ・・・・・・・・・・・・ 250120-188-824
	 ゆうちょ銀行	横浜泉店・・・・・・・・・・☆045-803-8327
	J A 横浜	和泉支店・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・☆045-802-1284

## 皆様へのお願い

### ◇運転免許証の手続について

ご家族の中に、本籍が住居表示実施区域内にあり、お住まいは住居表示実施区域外の方が いらっしゃいましたら、運転免許証の本籍の変更手続が必要ですので、ご案内をお願いします。 手続に必要な本籍更正通知書は、平成27年9月7日以降、対象の方宛に郵送します。 (手続の詳細は11・12ページ)

## 運転免許証の手続

【問合せ先】

泉警察署 ☎805-0110 運転免許試験場 ☎365-3111

住居表示実施区域内に「住所」または「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証 の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、次ページの書式例を参考にして運転免許証 記載事項変更届を作成し、必要書類を添付して、平成27年9月7日以降に手続を行ってください。

《手 続 先》 泉警察署または運転免許試験場など ※「関係機関のご案内」(17・18ページ)参照

《手続開始》 平成27年9月7日以降に行ってください。

月~金曜(祝日・休日・年末年始を除く) ※土・日は手続ができません 《受付時間》

午前8時30分~正午 / 午後1時~午後5時15分

※午後5時以降は手続できない場合がありますのでご注意ください

《届出用紙》 「運転免許証記載事項変更届」

※泉警察署・運転免許試験場の窓口に備え付けてあります

《その他》 手数料はかかりません。

- ・ 代理人が手続する場合は、代理人の名前が確認できる資料をお持ちください。 委任状は不要です。
- 運転免許証に記載されている住所・本籍が現在の住所・本籍と異なる場合や、 実施後に転籍をした場合は、住民票(有料)など移転等の経過を証明するものが 別途必要です。
- 本籍欄が空欄または削除となった運転免許証(ICカード免許証)をお持ちの方も、 本籍の変更手続は必要となります。

### ◇運転免許証の変更手続が必要な方

**「住所」と「本籍」**が住居表示実施区域内にある方 1.

住所と本籍を変更(次のページの①と②の記入が必要です)

原本を提示 7 ※返却されます

- 【手続に必要なもの】 ・通知書(または住居表示変更証明書)<sup>1</sup>
  - ・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)
    - ※「本籍更正通知書」は9月7日以降に別途郵送します
  - ※ 住所と本籍を同時に変更する場合は、それぞれの通知 書を揃えて同時に手続してください
- **「住所」のみ**住居表示実施区域内にある方(本籍は区域外の方) 2.

住所のみ変更(次のページの②の部分の記入が必要です)

【手続に必要なもの】 ・通知書(または住居表示変更証明書) ← ※返却されます

原本を提示

**「本籍」のみ**住居表示実施区域内にある方(住所は区域外の方) 3.

**本籍**のみ変更(次のページの①の部分の記入が必要です)

原本を提示 ~※返却されます

【手続に必要なもの】 ・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)

※「本籍更正通知書」は9月7日以降に別途郵送します

- ※ご家族に該当者がいる場合は、ご案内をお願いします
- ※住所地を管轄する警察署で手続してください

## 【運転免許証記載事項変更届の書式例】

● 太線の枠内の赤字部分をご記入ください。

			運転免許証記載事項変更届(県内用)
			神奈川県公安委員会 殿 年 月 日
*	太絼	ぬい 枠内の	Dみ記入してください。
副署課長	号 長 代理	届出年月日	日 年 月 日 電 昼間の連絡先(携帯可)
		本人氏名	黄浜 住太郎 「話」 〇〇〇一〇〇〇
		代理人氏名	名 続柄( ) 電話
課長	長 補佐	代理人住所	
課	員	新しく変	でわった事項のみ記入してください。 
		フリガナ	
受	付	新氏名	
		新本籍	横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 3030番地10•••••
		新住所	横浜市 泉区 和泉中央南四丁目 22番 11号 ••••• ②
変		その他 (生年月日) (性別)	
更事		下枠内に	は、免許証の登録のとおりに全部記入してください。
項		フリガナ	
氏		氏 名	横浜 住太郎   ·   年   曜   ○ 年   ○ 月   ○ 日   日   日   日   日   日   日   日   日
名		本 籍 (国籍)	※ICカード免許証の方も必ず記入してください。 横浜市 泉区 和泉町 3030番地10
籍		住 所	横浜市 泉区 和泉町 3030番地10
( )		交 付	○年 ○月 ○日 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 年 ○月 ○日まで有效
住所		免許証	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号
		番号	第 0 0 0 0 0 0 0 0 5 公安委員

## 不動産登記の手続

### 【問合せ先】

不動産の登記先の法務局

※横浜地方法務局戸塚出張所(☎871-3912)など

住居表示実施区域内に住所があり、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載され ている不動産所有者の住所を変更する必要があります。

該当する方は、次ページの書式例を参考にして**登記申請書**を作成し、「通知書」(または住居表 示変更証明書)を添付して平成27年9月7日以降に手続を行ってください。※手続は無料

《手 続 先》 不動産を管轄する法務局(横浜地方法務局戸塚出張所など)

※「関係機関のご案内」(17・18ページ)参照

《手続開始》 平成27年9月7日以降

> ※手続は、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時に、あわせて行っても 構いません。

月~金曜(祝日・休日・年末年始の休日を除く)※土・日は手続ができません 《受付時間》

午前8時30分~午後5時15分

※登記相談時間は午前9時~正午 / 午後1時~午後5時 相談内容によっては時間がかかることもあります。 午前・午後とも、終了時間30分ほど前までにお越しください。

#### 《必要書類》 ①不動産登記申請書

このしおりに同封したものをご利用ください。枚数が不足する場合は、法務局戸 塚出張所・泉区役所戸籍課登録担当窓口(2階204窓口)にもあります。同封した もののコピーや、ご自分で同様の書式で作成したものでも構いません。

- ②通知書 (または住居表示変更証明書) ※原則として原本提出 ※共有名義の場合は全員分
- ③ 臼鰈

認印可(スタンプ印は不可)

- ※現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票などその移転等の 経過を証明するものが必要です。
- 《その他》
- ・所有権、抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続が 必要です。
- ・同一の登記所(法務局)において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合は、 1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。
- ・申請書は他の書類とともに左とじにしてください。

### 〈郵送・代理人による手続〉

### 【郵送による手続】

#### 手続は郵送で行うことができます。

申請書等を入れた封筒のオモテ面に「不動 産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局 に書留郵便で送付してください。

### 【代理人による手続】

委任状(便せんでも可)があれば、代理人 による手続ができます。右図を参考に作成し てください。

### 【登記完了証】

変更登記が完了すると、「登記完了証」の 受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返 送することを希望する場合は、返信用封筒に 郵便代の切手と簡易書留代の切手(310円)を 貼付して、法務局に提出してください。

## 委 任 状

代理人の住所 横浜市○区○○町○○番地 氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任 します。

- 下記不動産の所有権名義人住所変更手続に 1. 関する一切の事項
- 取下げの場合は、取下げ手続に関する一切 の事項

### 平成○年○月○日

申請人の住所 横浜市○区○○町○○番地 氏名 横浜 住太郎 印

#### (不動産の表示)

認印可

【(スタンプ印は不可)<sub>』</sub>

- 1. 土地の表示 横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番10
- 2. 建物の表示 横浜市泉区和泉中央南四丁目3030番地10 家屋番号 3030番10

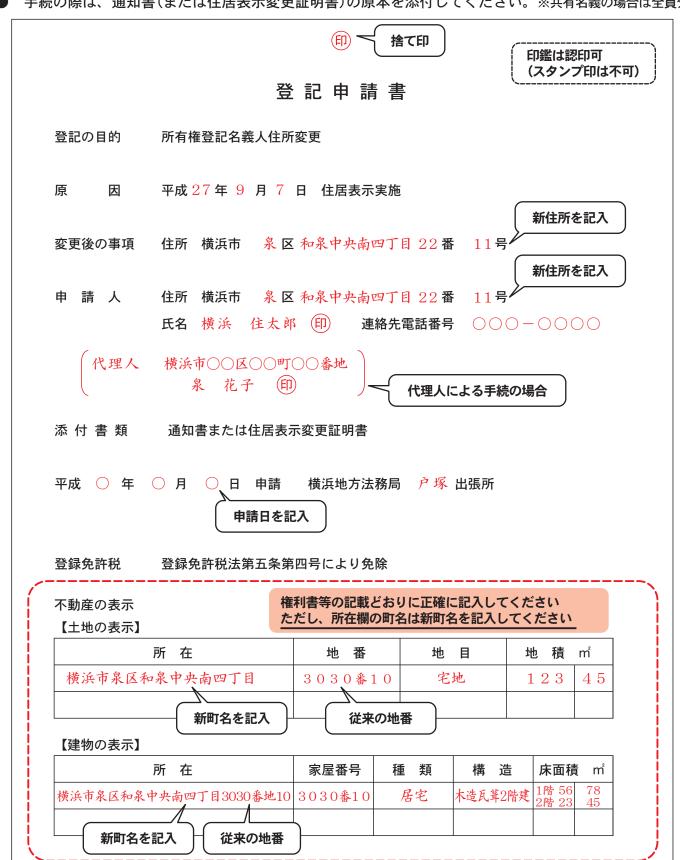
## 【不動産登記申請書の記載例】

(土地と建物を同時に変更する場合)

- 赤字部分をご記入ください。
- 申請書に不動産の表示を記載する際は、お手持ちの権利書等をご確認ください。

(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料です)

- 共有名義で変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、押印してください。
- 手続の際は、通知書(または住居表示変更証明書)の原本を添付してください。※共有名義の場合は全員分



## よくある質問

### 【手続について】

【手続	こついて】
Q. 1	「通知書」や「本籍更正通知書」が届いていません。
Α.	・通知書 ・・・・・・・ 8月中旬 ・本籍更正通知書 ・・・・・ 9月中旬
	上記の時期に郵送でお届けする予定ですが、しばらくしても手元に届かない場合は、 <b>横浜市市民局窓ロサービス課住居表示担当(☆ 671-2320</b> )にお問い合わせください。
Q. 2	「通知書」や「本籍更正通知書」のコピーは有効ですか。
Α.	手続先によっては、コピーでも良い場合もあります。各手続先にご確認ください。 枚数が不足する場合は、 <b>泉区役所戸籍課証明発行窓口(2階202窓口)</b> で <mark>平成27年9月7日以降、 期限なく、無料</mark> で発行しますので、 <b>必要な枚数をご請求</b> ください。
Q. 3	「通知書」や「本籍更正通知書」の枚数が不足する場合、「住居表示変更証明書」や「土地の 名称等の変更証明書」の請求は、郵送でもできますか。
Α.	郵送での請求も可能です。用紙に必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付)を同封して横浜市郵送請求事務センター(〒231-8307 中区尾上町1丁目6番地)に郵送してください。 詳細は横浜市コールセンター(配 664-2525)にお問い合わせください。
	【記入事項】
	・住 居 表 示 変 更 証 明 書 … 申請者の住所・氏名・電話と、 証明書が必要な方の旧住所・新住所・氏名
	・土地の名称等の変更証明書 ··· 申請者の住所・氏名・電話と、 証明書が必要な方の住所・氏名・旧本籍・新本籍
	※横浜市ホームページから申請書をダウンロードすることも できます。 横浜市 住居表示
Q. 4	「お知らせ用はがき」が不足する場合、追加してもらえますか。
Α.	横浜泉郵便局・横浜中和田郵便局・横浜和泉南郵便局で追加分の受け取りが可能です。 ※泉区役所戸籍課登録担当(2階204窓口)でも若干数をお預かりしています(在庫について来庁前にご確認ください)
Q. 5	不動産の手続をしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。
Α.	法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。
	横浜地方法務局戸塚出張所 (☎ 871-3912) へ直接お問い合わせいただくこともできます。
	法務局 管轄   <b>  検索</b>
Q. 6	転籍して本籍と住所の表示を合わせることができますか。
Α.	これまで住所と本籍の表示(番地の部分)が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となります。このため、転籍により、「街区番号(○番)」まで住所に合わせることができますので、希望される方は泉区役所戸籍課戸籍担当(2階201窓口)へお越しください。 (住所と本籍の表し方については、5ページを参照してください。)
	なお、転籍の手続には、戸籍の筆頭者及び配偶者それぞれの署名・押印が必要です。 また、転籍をすると、運転免許証などの変更手続の際、別途郵送する「本籍更正通知書」 (または「土地の名称等の変更証明書」)の他に、転籍したことがわかる証明書(本籍地の記 載されている住民票など ※有料)が必要となりますので、ご注意ください。

担当(☎800-2341) にお問い合わせください。

転籍の手続についての詳細は**横浜市コールセンター(☎664-2525)または泉区役所戸籍課戸籍** 

### Q.7 今後、建物を建て替える場合に必要な手続はありますか。

A. 同じ敷地であっても、建て替える場合は泉区役所戸籍課登録担当(2階204窓口)で付番申請 (「建築物異動届」の提出)が必要です。

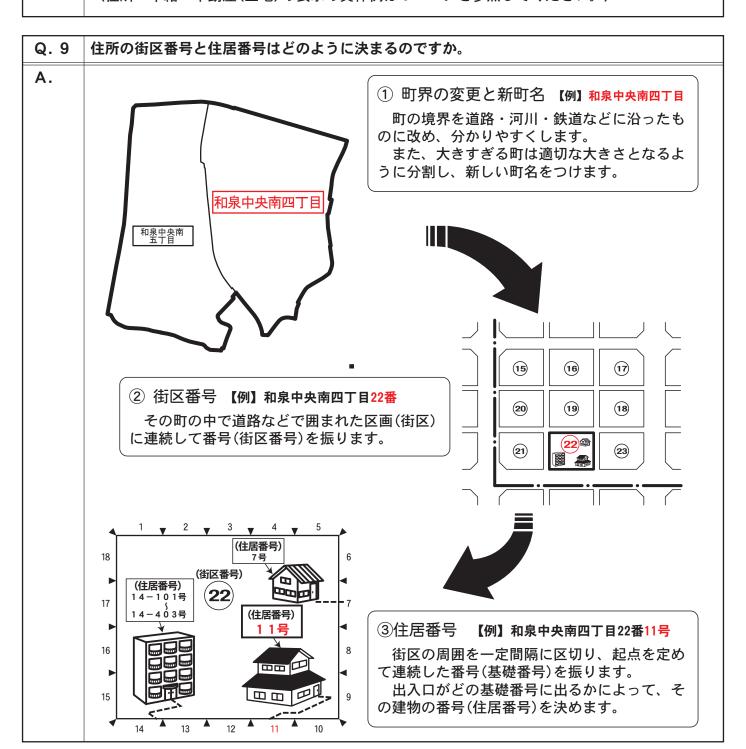
### 【制度について】

### Q.8 なぜ、住所と本籍·不動産(土地)の表示が異なるのですか。

A. これまで、地番(土地を管理するために付けられた番号)を用いて住所や本籍を表していたため、住所・本籍・不動産(土地)の表示は同じでした。

和泉町では、住居表示実施により住所を新しく付け替え、町名が変更されますが、地番自体は変更されません。そのため、住居表示を用いた住所と地番を用いた本籍・不動産(土地)が異なる表示となります。

(住所・本籍・不動産(土地)の表示の具体例は5ページを参照してください。)



## 関係機関のご案内

## 住居表示全般に関すること

■横浜市役所 市民局窓ロサービス課 住居表示担当

> 西 671-2320 FAX 664-5295 Eメール sh-juukyo@city.yokohama.jp 〒231-0017 中区港町1丁目1番地

### 各種手続に関すること

地図1

### ■泉区役所

☎ 800-2323(代表) 〒245-0016 泉区和泉町4636番地2

- · 戸籍課戸籍担当(2階201窓口) ☎ 800-2341
- · 戸籍課登録担当(2階204窓口) ☎ 800-2345
- ・保険年金課保険係(2階205窓口) ☎ 800-2425~2427
- ・保険年金課国民年金係(2階207窓口) ☎ 800-2421~2422

## ■泉警察署

☎ 805-0110(代表) 〒245-0016 泉区和泉町5867番地26

■日本郵便株式会社 横浜泉郵便局

☎ 805-4888(代表) 〒245-8799 泉区和泉町4259番地3

### ■横浜西年金事務所

地図2

**820-6655** 

〒244-8580 戸塚区川上町87番地1 ウエルストン1ビル2階

JR横須賀線「東戸塚駅」西口徒歩2分

### ■運転免許試験場

地図3

**3** 365–3111

〒241-0815 旭区中尾二丁目3番1号

相鉄線「二俣川駅」

バス(5分): 1番乗り場、「運転試験場」下車 または駅北口から徒歩15分

### ■関東運輸局神奈川運輸支局 地図4

**3** 050-5540-2035(音声) 〒224-0053 都筑区池辺町3540番地

JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」 バス(25分):2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

■軽自動車検査協会神奈川事務所

☎ 050-3816-3118 〒224-0053 都筑区池辺町3914番地

JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」 バス(30分):2番乗り場(市03)、「池辺」下車

■神奈川県軽自動車協会

**23** 931–4290

〒224-0053 都筑区池辺町3575番地

JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」 バス(25分):2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

## ■横浜地方法務局戸塚出張所

地図5

**871–3912** 

〒244-0003 戸塚区戸塚町2833番地

JR·市営地下鉄「戸塚駅」

バス(5分):戸塚西口バスセンター5番乗り場、

「法務局前」下車

## ■横浜地方法務局法人登記部門

地図6

☎ 641-7461(代表)

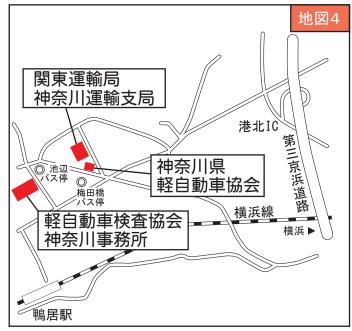
〒231-8411 中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎6階

みなとみらい線「馬車道駅」徒歩1分 JR:市営地下鉄「桜木町駅」徒歩7分















横浜市